

令和7年度外国人受入・定着支援業務
企画提案仕様書

令和7年2月

札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部

1 事業名

令和7年度外国人受入・定着支援業務

2 事業委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 事業目的

労働人口の減少が進む中、国内人材の確保が困難な状況にある産業分野において一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる仕組みとして、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の改正により2019年4月に新たな在留資格「特定技能」が創設された。

しかしながら市内企業における外国人雇用は「採用に係る手続きの煩雑さ」や「労働慣習や文化の違いへの不安」などを理由として、他政令市と比較しても進んでいない状況にある。

こうした状況を踏まえ、人手不足を課題とする市内中小企業を主な対象として登録支援機関による伴走型支援を実施することで、市内経済界における外国人雇用の関心を高め、今後の人材不足の解決に向けた特定技能外国人の雇用を促進する。

4 事業概要

市内中小企業における特定技能制度による外国人雇用を促進するため、セミナーの実施及び採用費用の負担軽減・入国前から採用後までの伴走型支援を行うほか、成功事例の発信により市内中小企業に外国人雇用の好事例を広く波及させる。

なお、民間企業等のノウハウを最大限に活用するため、企画提案に基づき上位2事業者を決定する。

5 業務内容

札幌市内に「令和7年度外国人受入・定着支援業務事務局」を設置し、下記の業務を行うこと。なお、契約締結後に法令の改正等があった場合は、業務内容の変更について札幌市と協議することができる。

また、受託者は国及び他自治体等の類似事業について適宜情報収集を行うとともに、必要に応じ札幌市への情報提供及び札幌市からの質問への回答に協力すること。

（1）企業向けセミナー

市内企業向けにセミナーを開催する。既に特定技能制度により外国人を雇用している企業の好事例紹介等により外国人雇用についての不安を解消するとともに、伴走型採用・定着支援の案内を行う。セミナーは、より多くの企業が参加できるようオンライン受講にも対応すること。

ア 対象者

以下の要件をすべて満たす市内中小企業とし、要件を満たす旨を予め誓約書により確認すること。ただし、「自動車運送業」分野においてバス運転手を雇用する場合に限り、大企業の市内事業所を対象とする。

- (ア) 札幌市内に活動拠点（本社または営業所等）を有していること。
- (イ) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる会社及び個人並びに常時雇用する従業員が 100 人以下の法人等（中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に掲げる会社及び個人を除く。）であること。
- (ウ) 発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業）が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者でないこと。
- (エ) 特定技能外国人を札幌市内の事業所で直接雇用する予定があること。
- (オ) 過去に特定技能外国人を雇用したことがないこと。ただし、既に雇用する特定技能外国人と異なる分野において新たに雇用を希望する場合については対象とする。
- (カ) 市税の滞納がないこと。
- (キ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者でないこと。
- (ク) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者でないこと。
- (ケ) 事業主が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員に該当せず、また、役員、代理人、支配人その他の使用人等としても使用していない者であること。
- (コ) 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条に規定する政治団体に該当する者でないこと。
- (サ) 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教団体に該当する者でないこと。
- (シ) 「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 31 年法務省令第 5 号）」第 2 条第 1 項及び出入国在留管理庁「特定技能外国人受入れに関する運用要領」に基づく特定技能の受入企業の基準を満たすこと。

イ 広報・受付

リーフレット・Web ページ作成を含む対象者に向けた効果的な広報・受付手法を企画提案者が提案すること。事業者団体（協会等）への周知については事前に札幌市と協議の上実施すること。郵送費用等が発生する場合には原則受託者の負担とする。なお、参加企業の選定については原則先着順とするが、決定にあたり事前に札幌市の承認を受けること。

ウ セミナー内容

企画提案者は、下記の内容を含んだ具体的な実施内容を提案すること。分野は建設を除く 2 分野以上を提案することとし、実績等を踏まえ優先順位を記載すること。実施する分野は受託する 2 事業者間で重複しないよう調整し、後日札幌市が指定す

る。

(ア) 特定技能制度についての解説

(イ) 提案分野において既に特定技能制度により外国人を雇用している企業もしくは就労中の特定技能外国人登壇による好事例紹介

(ウ) 採用・定着支援のスキーム、参加要件等の説明

(エ) 受託する2事業者の特徴・料金体系等の説明

エ 講師等

下記の要件を満たすものを選定し、上記ウ（ア）及び（イ）の講師について提案すること。

上記ウ（ア）：特定技能制度全般に精通し、関連したテーマのセミナーや講習会等での指導・講義の経験・実績を有する者

上記ウ（イ）：企画提案者による支援を受けた者（企業・特定技能外国人のいずれでも可。提案にあたり、内諾を得ること）

上記ウ（ウ）：受託者

上記ウ（エ）：受託者（原則2事業者それぞれが登壇し、支援内容等の説明を行うこと）

オ 実施回数及び開催時間

セミナーは1回以上実施し、時間は概ね2時間程度として、具体的な実施回数及びカリキュラム案については企画提案者が提案すること。なお、複数回実施する場合には同様の内容とすることも差し支えない。

カ 実施時期

下記（2）の受付期間中に実施することとし、企画提案者が提案すること。なお、受託する2事業者間のバランスを踏まえ、札幌市が変更を指示する場合があるため予め留意すること。

キ 会場

大通駅や札幌駅近郊など、市内中心部の利便性の高い会場を企画提案者が提案すること。

ク 参加料

無料とする。

ケ 参加企業の目標数

1事業者あたり来場・オンラインによる参加計50社以上として企画提案者が提案すること。

（2）伴走型の採用・定着支援

初めて特定技能外国人を雇用する企業等及び雇用される外国人材に対し、人材の紹介や雇用にあたり必要な手続きの支援・採用後の定着に向けた支援を実施する。支援に係る費用のうち、半額（税込。各企業の受入支援・定着支援の合計額ごとに千円未満切り捨て）を当該事業の委託費により充当し、企業の負担が通常の半額程度となるよう調整すること。

なお、当該事業において対象とする支援費は、原則履行期間内の支援に対する費

用かつ令和 8 年 3 月 31 日（火）までに企業からの支払が完了する費用とする。

受入支援と定着支援の区分間における事業費（委託費充当額）の流用は提案者の希望に基づき受託決定後に改めて調整するが、企画提案においては本仕様の記載額に基づき提案すること。

ア 対象者

（ア）企業

上記 5（1）アのとおり

（イ）外国人材

以下の要件のいずれかを満たす者とする。ただし、40 人以上は下記 a に該当する外国人材とすること。

a 海外に居住し、在留資格「特定技能」により札幌市内事業所への就職を希望している外国人であること。

b 日本国内（札幌市を除く）で既に「技能実習」または「特定技能」として稼働しており、札幌市内事業所において「特定技能」による就職を希望している外国人であること。

イ 委託費を充当する対象経費

原則、紹介料、受入支援に係る各種手数料等の経費、入国に係る渡航費及び国内の移動に係る経費、定着支援に係る各種手数料等の経費、日本語教育教材費、日本語教育費を対象とするが、事業趣旨及び受託する 2 事業者間のバランスを踏まえ、札幌市が変更を指示する場合があるため予め留意すること。

なお、海外における人材教育費を企業に請求する場合、紹介料等を含むことは差し支えない。また、業務スキルに関する教育費、定着に向けた交流会の開催経費（軽食代含）等についても予め事業計画に記載されている場合は事業趣旨に即したものであるとして広く対象とするが、賃料や家具・家電のリース、日用品や食材費の継続的な支給等は実費的側面が強いものとし委託費充当の対象外とする。

受入支援と定着支援は支援の実施時期により区分することとし、就労開始前に実施する支援については受入支援、就労開始後に実施する支援については定着支援として計上すること。

ウ 広報

リーフレット・Web ページ作成を含む対象者に向けた効果的な広報・受付手法を企画提案者が提案すること。事業者団体（協会等）への周知については事前に札幌市と協議の上実施すること。郵送費用等が発生する場合には原則受託者の負担とする。

エ 申込受付・選定

（ア）申込受付

以下の要件を満たすことを誓約書により確認し、企業からの申込を受付する。申込受付期間については、企画提案者が提案すること。ただし受託する 2 事業者間のバランスを踏まえ、札幌市が変更を指示する場合がある。

市内企業のニーズ量測定のため、申込受付期間中は定員充足状況によらず受付を継続するとともに、セミナーや各種広報による自発的な申込か、受託者からの

企業開拓による申込かを判別可能にすること。

- a 札幌市への採用・定着支援に係る書類の写しの提出に同意すること。
- b 下記（３）の好事例発信についての協力を依頼した場合、原則取材及び企業名や写真等の公表に対応すること。
- c 採用・定着支援後、アンケート調査に協力すること。

（イ）選定

受託者は、申込企業一覧及び支援対象企業候補一覧を作成し、札幌市に提出すること。なお、選定方法については人手不足の状況や分野間の応募の偏りを考慮した上での抽選を原則とし、詳細については別途札幌市が指示する。

なお、受託する２事業者間で申込状況に極端な偏りが生じた場合は、定員を超過した受託者の企業選定を先行して行い、落選企業に対しもう１方の受託者の案内を行う場合があるため予め留意すること。

オ 受入支援

受入支援に係る事業費（委託費充当額）は１事業者あたり 20,125 千円（税込）とし、この金額で支援可能な人数（50 人以上）及び下記（ア）～（エ）についての提案内容に基づく概算を示すこと。なお、支援人数の算出及び概算については海外人材を紹介する前提で算出し、送り出し国により異なる項目については実績に基づく平均額等を使用すること（この場合、平均額等算出根拠を付記すること）。分野ごとに異なる料金設定も可能とするが、その場合は金額が異なる理由を明記すること。

また、選択制により別料金を徴収するオプションメニューについては選択制の旨、金額、徴収先（企業もしくは特定技能外国人）、委託費充当の有無を明記すること。委託費充当を想定している場合は、支援対象の全てが利用した場合でも支援人数が 50 人を下回ることの無いよう留意すること。

（ア）人材紹介（求人票の作成・職業紹介・採用支援）

以下の項目について、企業と特定技能外国人のニーズに寄り添った紹介及び採用後の離職を防ぐための工夫点等を提案すること。

- a 求人票の作成支援
- b 職業紹介（建設分野は求人情報・求職者情報の提供のみ）
- c 面接・雇用契約の締結支援等

（イ）１号特定技能外国人支援計画の策定

出入国管理局へ提出する支援計画を策定すること。支援計画には下記の内容 10 項目を盛り込むとともに、提出した支援計画書の写しを札幌市に提出すること。

- a 事前ガイダンス
- b 出入国する際の送迎
- c 住居確保、生活に必要な契約支援
- d 生活オリエンテーション
- e 公的手続等への同行
- f 日本語学習の機会の提供
- g 相談、苦情への対応
- h 日本人との交流促進

- i 外国人の責めに帰すべき事由によらないで雇用契約を解除される場合の転職支援
- j 定期的な面談の実施、行政機関への通報
- (ウ) 在留資格認定証明書交付申請の支援
入国にあたり、特定技能外国人の在留資格認定証明書交付申請を支援すること。
- (エ) 就労前支援
以下の項目について、企業及び特定技能外国人のニーズに寄り添った支援内容を具体的に提案すること。
 - a 事前ガイダンス
 - b 出入国する際の送迎
 - c 住居確保、生活に必要な契約支援
 - d 生活オリエンテーション
 - e 公的手続等への同行

カ 定着支援

上記オにより支援した企業及び特定技能外国人に対する定着支援を実施すること。定着支援に係る事業費は1事業者あたり5,726千円(税込)とし、支援内容及び利用料を提案すること。分野ごとに異なる料金設定も可能とするが、その場合は金額が異なる理由を明記すること。

また、選択制により別料金を徴収するオプションメニューについては選択制の旨、金額、徴収先(企業もしくは特定技能外国人)、委託費充当の有無を明記すること。委託費充当を想定している場合は、過去実績等に基づく利用率を適用(過去実績がない場合は支援企業の全てが利用すると想定)し、6か月間の支援費が確保できるよう留意すること。

なお、定着支援期間についての下限及び上限は設定しない。また、履行期間内の支援について、支払期日以外の理由で委託費充当期間を切り上げることは認めない。

(ア) 定着支援(定期面談及びその他の支援)

1か月に1回以上、企業および特定技能外国人との対面による実施とし、詳細や工夫点を提案すること。

(イ) 日本語教育

週2回以上の講座実施のほか継続的な学習支援について、詳細や工夫点を提案すること。

(ウ) コミュニティ形成

日本人との交流促進及び当該事業に参加する外国人同士(受託者によらず、当該事業全体)でのコミュニティ形成に向けたメニューを提案すること。なお、イベント等を開催する場合の参加料は可能な限り無料とすることが望ましいが、徴収する場合にはその旨を明記すること。

(エ) アンケート調査

当該事業への参加企業に対し、事業効果の測定及び次年度に向けた改善点を検討するためのアンケート調査を実施することとし、概要(スケジュール、調査手法等)を提案すること。なお、アンケート項目については札幌市と協議の上決定

すること。

(3) 好事例の発信・市内企業への波及

ア 事例集（冊子）の作成

当事業で支援した企業の好事例を8事例掲載するA4サイズ・フルカラー・20ページ以上の事例集を1,000部以上作成し、市内企業向けに周知すること。なお、事例集の作成（デザイン・印刷）と配架依頼は受託する2事業者のうち札幌市の指定する1事業者のみが実施するが、事例記事はそれぞれ4事例ずつ作成すること（事例提供のみとなる受託者は、テキスト及び写真データを事例集作成受託者へ提供する。なお、原稿の確認や企業との調整等は各受託者がそれぞれ実施すること）。

イ Web ページの作成

受託する2事業者とも上記アにおいて作成した自社分の事例記事をWebページに掲載し、市内企業への波及を図ること。なお、掲載にあたってはスマートフォン等でも閲覧しやすいよう、PDF ファイル等の掲載に加えてページに直接内容を記載すること。

Web ページについては受託者のホームページ内に作成して差し支えないが、本業務による支援事例であることを明記すること。なお、新たにドメインを取得する場合は事前に札幌市と協議すること。

(4) 事業計画及び事業報告

ア 事業計画書の作成

受託者は、委託契約締結後速やかに提案内容を基に業務内容の詳細、業務項目ごとの実施スケジュールを含めた「事業計画書」を作成の上、札幌市に提出し承認を受けること。

なお、当該計画を変更する場合には、速やかに「変更申請書」（任意様式）を札幌市に提出し、承認を得ること。

また、受託者は、履行開始日までに配置するそれぞれの人員の氏名と保有資格・業務経験等を記載した書面、有料職業紹介事業の許可証の写し、登録支援機関の届け出の写しを札幌市に提出することとし、追加や変更、更新が生じる場合は事実発生日の2週間前までに札幌市に書面により報告すること。

イ 月次報告書の作成

受託者は、毎月の実績及び今後の支援費の執行見込状況について翌月10日までに札幌市あて報告すること。報告を求める項目については提案内容に基づき札幌市が指定するものとし、月ごとの変動が大きい場合等は要因分析を求める場合がある。また、受託するもう一方の事業者に対し、申込企業数や支援企業数、分野、紹介者数等の実績・進捗状況を共有する場合があるため、予め留意すること。

なお、10日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、札幌市の翌開庁日までとする。ただし、3月分の実績報告書は令和8年3月31日（火）までに札幌市へ提出すること。また、札幌市から進捗状況に関する問合せがあった場合は、上記期日に関わらず速やかに対応すること。

ウ 事業報告書の作成

受託者は、業務完了後、年間の「事業報告書」を作成し、令和8年3月31日（火）までに電磁データにより札幌市に提出し、承認を受けること。

報告様式については任意とするが、本業務の目的に資する項目については詳細な報告を求めることがあるため、報告書案については事前に確認すること。

6 運営体制

本業務の運営体制を提案すること。なお、提案に当たっては各人員の事務局への常駐有無及び支援手法（対面・非対面）を明記すること。

（１）事業責任者

事務局に常駐し、下記の業務を行う事業責任者を1人配置すること。なお、事業責任者については、事業及び組織のマネジメント経験を有する者を選定すること。

ア 事業の企画及び実施・進捗管理に関する業務全般

イ 事業の実施結果のとりまとめ

ウ 札幌市や関係各機関との連絡調整

エ 苦情発生時の対応

オ その他事業の実施に必要な事務

（２）サポートスタッフ

事業責任者を補佐する人員を配置すること。事務局への常駐は求めず、事業責任者が兼務することも可能とするが、セミナー運営当日は会場に必要な人員を配置すること。

ア 各種広報物の作成・配架手配、Web サイト制作

イ 企業向けセミナーの運営（募集・受付・司会・オンライン対応等）

ウ 採用・定着支援に係る企業受付・選定・結果通知

エ 好事例発信のための事例集作成

オ その他事業の実施に必要な事務

（３）採用・定着支援スタッフ（通訳者を含む）

（４）日本語教育スタッフ

7 契約金額の変更（減額）について

本業務の実施にあたり、上記5（2）の支援に係る費用の委託費充当分（受入支援・定着支援の合計額）が25,600千円を下回る場合には、差額を契約金額から減額する。

減額の判定は令和8年3月18日（水）時点の執行見込額により算出することとし、当該期日において、企業へ発行した請求書、請求内訳書、領収書の写し等の関係書類（見込額は任意様式）を提出すること。詳細については後日札幌市が指示する。

なお、上記5（2）エ（イ）のとおり、受託する2事業者間の偏りについては原則申込企業への変更案内による調整を基本とするが、乖離の程度及び受託者の希望等を踏まえて、協議の上、契約内容の変更（一方を減額し、もう一方を増額する）を行う場合があるため予め留意すること。

8 再委託について

受託者は、必要に応じて事業の一部について再委託を行うことができる。再委託を行う場合は、再委託承認申請書（別添1）により申請の上、札幌市の承認を受けること。ただし、5（1）・（2）においてそれぞれ50%を超える再委託は認めない。

この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負うものとする。

9 業務上の留意事項

- （1）受託者は、「個人情報保護に関する法律」等、各種関係法令及び本市規定を遵守して事業を行うこと。また、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏えいがないように注意すること。また、札幌市が提供する資料等を第三者に提供する等、目的以外に使用しないこと。
- （2）受託者は、契約締結後から業務開始までの間に、運営方法等について札幌市と十分に協議し、業務開始日から円滑に運営できるよう努めること。
- （3）札幌市から協議の要請があった場合は、速やかに応じること。
- （4）受託者は、利用者に対して当該事業とは関係のない商品その他サービスの利用を勧誘してはならない。当該事業に付随する追加サービスを提供する場合は、予め札幌市に協議すること。
- （5）札幌市は、事業内容等が仕様書に沿っていない、または、効果的な支援が実施できない場合等、本業務の目的が達成されないと判断した際は、支援内容の変更・改善のほか、事業責任者やセミナー講師等、運営体制の変更を求めることができる。受託者は、その求めに誠実に応じなければならない。
- （6）受託者は、本委託事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、札幌市の承認を受けること。
- （7）著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。なお、成果物の著作権（印刷物・原稿・データ）は札幌市に帰属するものとし、イラストについては当該業務の周知等の目的で加工して使用する場合がありますため、予め留意すること。
- （8）受託者は、成果物に関する著作権者人格権を、札幌市又は札幌市が指定する第三者に対して行使しないこと。
- （9）受託者は、札幌市に対し本業務における成果品を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権、その他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証すること。成果品の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
- （10）クレームが発生した場合については、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、札幌市に報告すること。また、対応が困難なクレームについては、迅速に札幌市へ報告し対応を協議すること。
- （11）札幌市の閉庁日に発生したトラブルやクレームについては、受託者が一次対応を行

うとともに、翌開庁日に速やかにその内容、状況、経過等について札幌市に報告すること。

- (12) 当該事業の円滑な運営のため、受託者が変更となった際には業務内容等に関して必要な引継ぎを行うこと。
- (13) この仕様書に定めのない事項については、札幌市と受託者が協議の上決定する。
- (14) 本業務は札幌市議会において、令和7年度予算案が可決された場合に執行する。予算が確保できない場合は実施を見送ることとなるため、予め留意すること。

10 提案を求める事項

- (1) 本業務を行うに当たっての基本的な考え方
 - ア 本業務についての理解（統計分析等）
 - イ 対応分野及び事業実績
 - 対応分野・支援実績等（別添2）を提出するほか、提案書に主要な実績数値、登録支援機関としての支援歴、特徴的な取組等を記載すること。
- (2) 企業向けセミナーについて
 - ア 効果的な広報手法（各種広報物の種別・印刷部数、掲載媒体の発行部数等を具体的に記載すること）
 - イ セミナー内容（分野（2分野以上、優先順位併記）、カリキュラム、特徴等）
 - ウ 講師（5（1）エ（ア））の保有資格や経験、選定理由等
 - エ パネリスト等（5（1）エ（イ））の業種や出身国、選定理由等
 - オ 受付手法、実施回数、開催時間、実施時期、会場、参加企業目標数
- (3) 伴走型の採用・定着支援
 - ア 効果的な広報手法（各種広報物の種別・印刷部数、掲載媒体の発行部数等を具体的に記載すること）
 - イ 受付から事業終了までの想定スケジュール
 - ウ 受入支援人数
 - エ 受入支援内容（5（2）オ（ア）～（エ）の各項及び独自の支援内容について、詳細に記載すること）
 - オ 受入支援に係る概算
 - カ 定着支援内容（5（2）カ（ア）～（エ）の各項及び独自の支援内容について、詳細に記載すること）
 - キ 定着支援に係る概算
- (4) 好事例の発信・市内企業への波及
 - ア 事例集の構成・特徴、ページ数、発行部数、予定する配架先
 - イ Web ページの構成及び波及の工夫
- (5) 独自提案事項
 - 5（1）～（4）に記載の業務内容のほか、本業務の趣旨を踏まえて独自の追加メニューがある場合は提案すること。
- (6) 運営体制
 - ア 運営体制図

- イ 事務局配置人員の保有資格や経験、対応言語、選定理由
 - ウ その他本業務の支援に係る人員の保有資格や経験、対応言語、選定理由
- (7) その他
- ア 関係機関との連携について
 - イ 再委託の範囲
 - ウ 業務実施に係る概算費用
 - ・概算費用については①企業向けセミナー、②採用・定着支援、③好事例発信、④人件費、⑤その他（管理費・消費税等）に区分し、それぞれ積算内訳（単価・数量）がわかるように提案すること。
 - ・人件費については6（1）・（2）分のみを計上し、その他の社内統括責任者、企業開拓・営業担当者、支援担当者等については各項目の支援費等に含むものとし、「人件費」として計上しないこと。
 - ・管理費については支援費（25,851 千円）を除く事業費の 10%を上限とする。
 - エ 公的機関からの受託実績

11 事業費

予算額は、下記のとおりとする。なお、契約金額は別途決定する。

- (1) 事例集デザイン・印刷あり：36,419 千円（税込）
- (2) 事例集デザイン・印刷なし：35,530 千円（税込）

12 本件に係る問い合わせ先

札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部雇用労働課
担当：山田、林（電話 211-2278）

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長 秋元 克広

事業者名
職・氏名

印

令和 7 年度外国人受入・定着支援業務 再委託承認申請書

令和 7 年度外国人受入・定着支援業務の実施にあたり、その一部を下記により再委託することとしたいので申請します。

記

- 1 再委託の相手方
住 所
名 称
- 2 再委託を行う業務
- 3 再委託の必要性及び再委託する相手方が委託される業務を履行する能力
- 4 再委託先に提供する情報
- 5 (個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合) 再委託先における安全性、信頼性を確保する対策、再委託先に対する管理及び監督の方法
- 6 再委託を行う金額
円

(注 1) 再委託先が複数の場合は、再委託先ごとの内容がわかるよう記載すること。

(注 2) 委託費の金額に対する再委託を行う金額の割合が 50%を超えないこと。

(注 3) 個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合は、再委託先において作成した「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」を添付すること。